

社会福祉法人松寿会・評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人松寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 業務執行理事とは、この法人の業務を執行する、理事長以外の理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、理事長及び業務執行理事以外の者をいう。
- (5) 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第三条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事長及び業務執行理事に対する報酬の支給方法及び支給日は、この法人職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。
- 4 評議員及び非常勤役員に対する報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。
- 5 理事長及び業務執行理事に対する退職手当は、役員等として円満に任務を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第四条 理事長及び業務執行理事の報酬は、[別記第一]に定めるとおりとする。

- 2 全監事の報酬の総額は、年間30万円以内とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、[別記第二]に定めるとおりとする。
- 4 評議員の報酬は、[別記第三]に定めるとおりとする。
- 5 理事長及び業務執行理事の退職手当は、[別記第四]に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第五条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。

(改廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第七条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

[別記第一]

理事長及び業務執行理事の報酬

| | | | |
|--------|----|---------|----|
| 理事長 | 年額 | 1,500万円 | 上限 |
| 業務執行理事 | 年額 | 1,200万円 | 上限 |

[別記第二]

非常勤役員の報酬

| | | |
|----|-------|---------|
| 1日 | 4時間以内 | 11,000円 |
| 1日 | 4時間超 | 22,000円 |

[別記第三]

評議員の報酬

| | | |
|----|-------|---------|
| 1日 | 4時間以内 | 11,000円 |
| 1日 | 4時間超 | 22,000円 |

[別記第四]

退職手当算定式 最終報酬月額×在任年数×係数1

* 上記在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。